

指定居宅介護支援事業所における「特定事業所集中減算」の取扱いについて

1 「特定事業所集中減算」の主旨

指定居宅介護支援の提供に当たっては、「特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行わなければならない」とされています。

（基準省令第1条第3項）

当該基準に沿った適切な業務運営が行われるとともに、介護支援専門員の独立性を担保するために、「特定事業所集中減算」制度が導入されています。

2 「特定事業所集中減算」について

正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において、前6月間（判定期間）に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等（等については下記※のとおり）の提供総数のうち、同一の事業者（法人）によって提供されたものの占める割合が

100分の80を超えた場合、減算適用期間に係る全利用者について1月につき200単位を減算します。

※訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護

3 判定期間、市への報告期限、減算適用期間及び対象事業所について

毎年度2回すべての居宅介護支援事業所において、4の手順に従って判定を行う必要があります。

判定の結果80%を超えた場合は市への報告が必要です。

市への報告期限は、毎年度9月15日と3月15日（※）の2回です。

（前期分） （後期分）

	前期分後期分判定期間	市への報告期限	減算適用期間
前期	3月1日から8月末日	9月15日まで	10月1日から3月31日まで
後期	9月1日から2月末日	3月15日まで	4月1日から9月30日まで

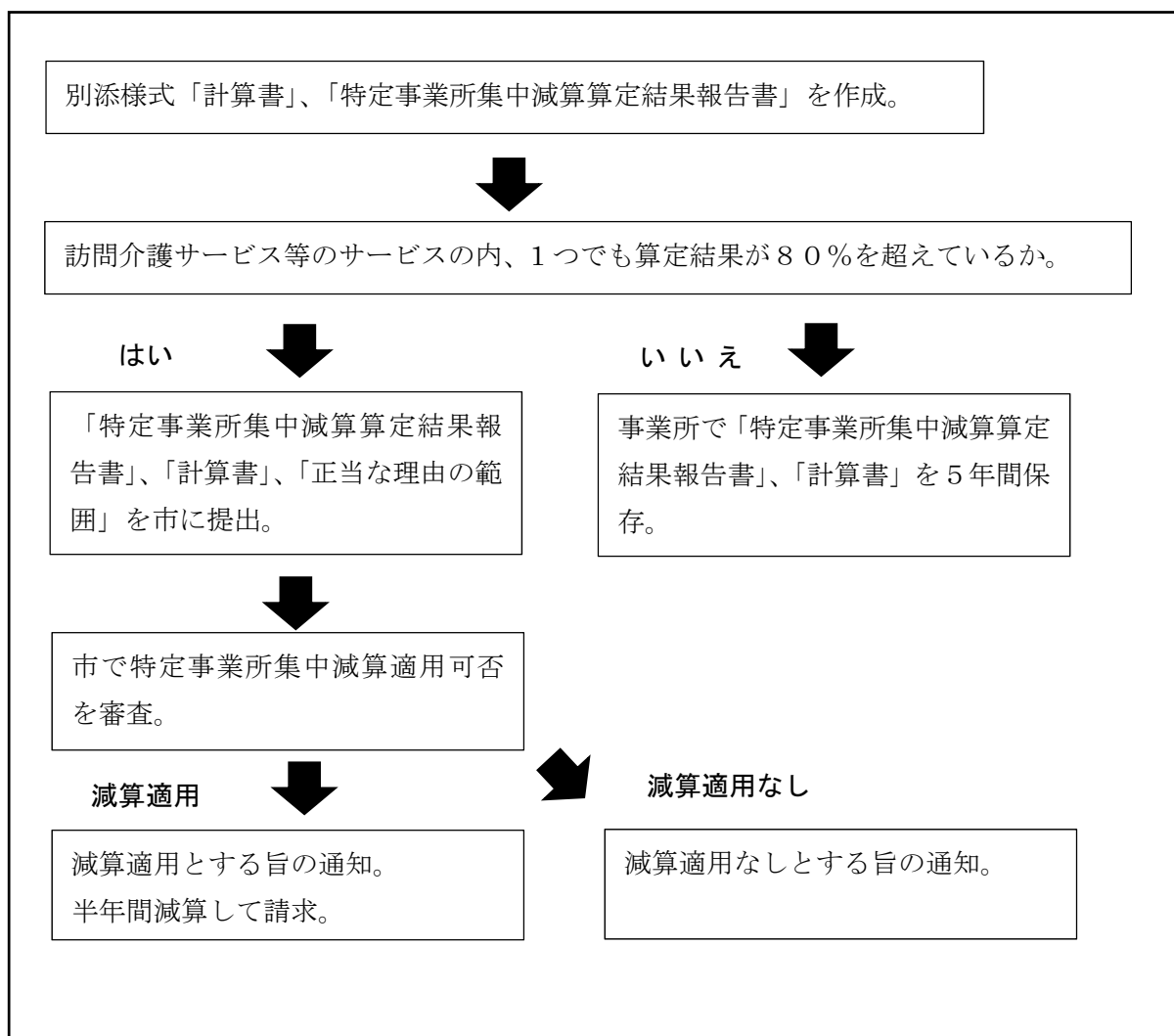
※ 15日が閉庁の場合は、翌開庁日を期限とします。

※ 平成30年前期分に関しましては、例外的に平成30年4月1日から平成30年8月31日までの5ヶ月間で判定します。

対象事業所 本市に所在する居宅介護支援事業

4 判定の手順について

- ① 別添様式「計算書（算定根拠書類）」により、判定期間に係わる居宅サービス計画について、各サービスの紹介率最高法人及び紹介率判定を行います。（計算書は事業所で独自に作成したものでも可）。
- ② ①の計算書の結果を基に別添様式「特定事業所集中減算算定結果報告書」を作成します。
- ③ 訪問介護サービス等のうち1つでも算定結果が80%を超えた場合は、「正当な理由の範囲」を記載の上、「特定事業所集中減算算定結果報告書」及び「計算書」とともに市に提出してください。
- ③ なお、すべての事業所において、算定結果にかかわらず「特定事業所集中減算算定結果報告書」及び「計算書」を作成し、当該書類は、判定期間後の減算適用期間が完結してから5年間は保存しておく必要があります。



5 減算の対象とならない「正当な理由」について

「正当な理由」は、別紙「正当な理由の範囲」のとおりです。

ただし、各事業所において理由を記載した場合であっても、市が当該理由を不適当と判断した場合は、特定事業所集中減算を適用するものとして取扱います。

また、提出された資料の内容によっては、資料の追加提出を求めたり、個別のヒアリング等を実施する場合があります。

6 その他注意事項

1) 「正当な理由」の要件を形式的に満たしている場合や、算定結果が80%を超えない場合であっても、利用者に対して特定の居宅サービス事業者によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受したとき、その他の自己の利益を図るために基準に違反したときや「特定事業所集中減算」の判定の内容に不正や虚偽があった場合等には、指定を取り消すこともありますので、適正な運営をお願いします。

また、特定事業所集中減算の適用を免れるため、利用者の意向に関係なく、サービス事業所や居宅介護支援事業所を交互に変更するなど、運営基準に違反することのないようお願いします。

2) 減算の適用の有無が変更になる場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要です。

具体的な計算例

判定期間中に作成した居宅サービス計画について、次の計算式により最も紹介件数の多い法人を位置付けた計画数の割合を算出し、訪問介護サービス等のいずれかの値が80%を超えた場合に減算

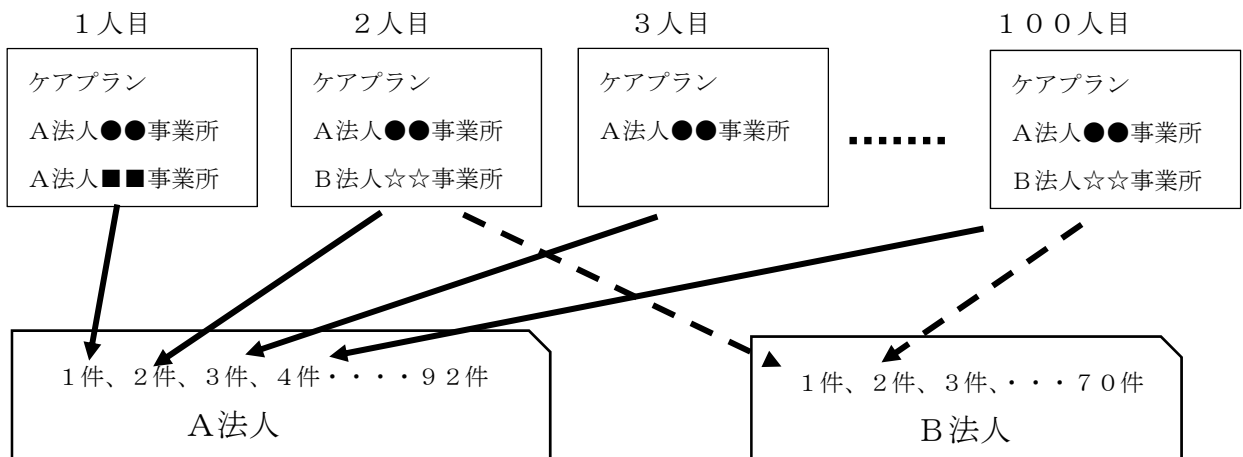
訪問介護サービス等に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数

÷ 訪問介護サービス等を位置付けた計画数

留意点

- ・ 要支援者の介護予防サービス計画は含めない。
- ・ 計画を作成したが、サービスの利用が全くなかった利用者の計画は判定対象外。
- ・ 月遅れで給付管理を行った場合でも、サービス提供を行った月分に入れて数える。
- ・ 「通所介護」「地域密着型通所介護」については、それぞれ計算し算定する。（通所介護、地域密着通所介護のいずれかまたは双方の紹介最高法人割合が80%を超えた場合について、正当な理由がある場合には、それぞれ必要な挙証書類を添えて提出する）
- ・ 「〇〇を位置付けた計画数」は一人の利用者の居宅サービス計画に複数の〇〇事業所からのサービス提供を位置付けた場合でも**一人につき1と数える**（2とか3にはならない）。

例) 利用者150人のうち、訪問介護サービスを位置付けている利用者が100人いる場合



居宅サービス計画数・・・150

訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数・・・100

A法人の訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数・・・92

B法人の訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数・・・70

よって、A法人92% (92÷100)、B法人70% (70÷100) となり、紹介率最高法人であるA法人への紹介率が80%を超えているため、正当な理由がない限り減算の対象となる。

※ 複数の事業所を位置づけた場合でも、1人のケアプランは1と数えることに注意して下さい。

※ 過去に遡っての算定誤り等が判明した場合は、過誤調整等の手続きが必要となります。